

「裁判員経験者の意見交換会」議事概要

日 時 平成29年10月19日（木）午後3時から午後5時まで

場 所 前橋地方裁判所大会議室（本館5階）

参加者等

主催者 八木一洋（前橋地方裁判所長）

司会者 鈴木秀行（前橋地方裁判所刑事第1部部総括判事）

裁判官 國井恒志（前橋地方裁判所刑事第2部部総括判事）

検察官 黒澤葉子（前橋地方検察庁検事）

弁護士 中田太郎（群馬弁護士会所属）

裁判員経験者1番 60代男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 40代女性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 50代男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 50代男性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 70代女性（以下「5番」と略記）

開会のあいさつ

（主催者）

前橋地方裁判所の八木でございます。本日は、裁判員を経験いただいた皆様方、それから法曹関係の皆様方には、足元の悪い中こちらにお越しいただきまして、まことにありがとうございます。特に裁判員を経験された皆様方は、昨年10月から今年の3月までの間に裁判員としてお仕事をされる、その一方で本日の意見交換会にもお越しいただいたということで、重ねて御礼申し上げます。裁判員制度でございますけれども、施行から8年が経過しているところでございます。これまで前橋地方裁判所では、昨月の末ということでございますが、153回の裁判員裁判が開かれました。裁判員、補充裁判員の方々といまして約1,200人と多くの

方々に関与していただいております。これまでのところ皆様方の御協力を賜りまして、おおむね順調に運用されているというふうに理解しておりますけれども、法の趣旨にかないました運用を実現するためには、法曹三者といたしまして、まだまだ勉強しなければならないことが多々ございます。本日も忌憚のない御意見をいただきまして、それを今後の私どもの運用の勉強の基礎とさせていただきたいと思えます。これから先は当庁の刑事第1部の鈴木部総括判事に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

(司会者)

刑事1部の部総括判事、裁判長の鈴木秀行と申します。司会をさせていただきます。よろしく願いいたします。まず、この意見交換会に当たりまして法曹関係者として法曹三者の御三方に来ていただいておりますので、御紹介いたします。まず、検察庁から黒澤検事であります。

(検察官)

よろしく申し上げます。

(司会者)

弁護士会の中田弁護士です。

(弁護士)

弁護士の中田です。よろしく願いいたします。

(司会者)

裁判所から刑事第2部の國井部総括判事です。

(裁判官)

國井でございます。よろしく願いいたします。

(司会者)

ただいまから意見交換会をスタートさせていただこうと思いますが、まず皆さん経験者の方が担当された事件というのが、担当されてからかなり時間が経っておりますので、その事件の概要を確認させていただくとともに、本日いろいろな議論を

する上で、自分が担当していなかった事件についても一応概括的に御説明しようと思っております。お手元に事件概要のメモ、一覧表があると思いますので、それを御覧になってください。まず、1番の方が担当された事件であります。昨年の10月24日から3日間で行われた強姦致傷の事件であります。刑事1部の事件、私が担当した事件であります。事件の内容は、被告人は被害者を強姦しようと考えて、店舗の外階段においてその身体を押し倒してあおむけ状態にさせ、その頸部、首を手で押さえつけるなどして、その反抗を抑圧して同人と性交し、その際、全治約1週間を要する左頸部、左首の圧迫痕などの傷害を負わせたという強姦致傷事件でありまして、事件といたしましては、被告人はそういう事件があったということは認めまして、自白事件であります。主に量刑がポイントになったという事件であります。また、裁判を進める上では、被害者の方のプライバシーや生活を守るために被害者特定事項秘匿という形で法廷を進めたという事件でありました。求刑は懲役9年のところ、懲役7年の判決がされたということでもあります。控訴されたんですけども、この判決は維持されております。次、2番目、経験者2番さんが担当された事件であります。去年の11月30日から3日間で行われた通貨偽造、同行使の事件でありまして、この事件は刑事2部の方で担当されました。当時の野口裁判長のもとで行われた事件です。事件の中身は、被告人は行使の目的で複数の真正な一万円紙幣からはさみや手で切り取ったかけらをセロハンテープでつなぎ合わせ、一万円札3枚を偽造した上、異なるコンビニエンスストア3か所において商品代金の支払いとして真正なもののように装って1枚ずつ提出して行使したという通貨偽造、同行使の事件ということでもあります。この事件につきましても、自白事件でありまして、量刑が一番のテーマになったというところでもあります。判決は、懲役3年の求刑のところ、懲役3年、保護観察付執行猶予4年という判決でありました。1日目、11月30日に審理を集中的にやって、次の日に評議をやって、3日目の昼前に判決を言い渡したというので、実質は2日ちょっとぐらいの事件だったかなというふうに思います。三つ目の事件であります。経験者3番さんと4番さんが

担当された強盗致傷，暴行という事件，昨年の12月5日から5日間かけて行われた事件でありまして，担当は私ども刑事1部の方で行われた事件であります。事件の概要を申しますと，この事件につきましては，検察官が起訴した公訴事実のうち，強盗致傷の致傷の部分は証拠不十分ということで認定が落とされたという事件であります。被告人はコンビニエンスストアで窃取，万引きし，従業員にコンビニエンスストアの事務所まで連れて行かれたけれども，逃げようとして店舗の外まで逃げて出て，そのお店の駐車場に駐車していた軽四貨物自動車に乗車したところ，店長が同車両の後方に立ちふさがって，発進するのを阻止しようとしたんですが，被告人は車両をそのまま後退させたという事件でありまして，起訴事実，後退させて店長に衝突して加療14日間の左肩打撲傷の傷を負わせたという事件であったんですが，その致傷の部分は証拠不十分ということで落ちて，ただぶつかりそうになったという部分は暴行ですので，強盗致傷ではなくて，強盗だけを認定したという事件であります。その際，暴行事件というのもありまして，コンビニエンスストアの事務所で別の店員に対して暴行を振るったというのも起訴されておったんですが，これについては認められたという事件であります。被害者である店長の証言の信用性が問題となった事件でした。判決につきましては，懲役6年の求刑でしたけれども，懲役3年，執行猶予5年という判決でありました。それが3番さん，4番さんが担当した事件であります。さらに，経験者5番さんが担当された事件を申しますと，本年の1月24日から3日間をかけて行われた傷害致死の事件でありました。これは，刑事2部，野口裁判長のもとで行われた裁判員裁判でありましたが，概要を申しますと，被告人は居候先の被害者宅において，その被害者に対して，その頭部，顔面，胸部，背部，左右の足などを手拳で殴る，手鍋でたたく，くぎの先端が出た角材で殴るなどの暴行を加えて，これら一連の暴行によっていろいろ傷害を与えて，その傷害による出血性ショックで死亡させたという事件でありました。ただ，何でこういうことをやったのかという動機，経緯の点については不明だというふうに判決書の方には書いてあります。この事件につきましても，この事件，傷害致死

の事件自体につきましては被告人は認めておりました、自白事件であります。懲役10年の求刑のところ、懲役8年の判決がされた事件でありました。

冒頭、今回話題とする各事件につきまして簡単に紹介させていただきましたが、裁判員経験者の方お一人お一人から、まず裁判員裁判に参加しての全体的な感想、印象、そういった点についてお話を聞かせていただければと思います。まず、1番の方からお願いいたします。

(1番)

裁判員になって、できるだけ裁判員の方に負担をかけないようにうまく配慮されているなという全般的な印象は受けました。あと、選任された裁判員の方って、やはりしっかり自分の意見を持って話をされている、裁判長がそういう意見を引き出されているのかもしれないですけども、よく自分の意見をお持ちで、しっかりしゃべられているというのが私の印象でした。

(司会者)

では、2番の方、お願いいたします。

(2番)

知識も何もないままどうやって話を進めるのか、どうやって刑を決めるのか全くわからないまま行っただけですけども、同じように話しやすい雰囲気を持っていてくれて、意見を出しやすい雰囲気にしてくれて、もっとお堅い感じで話合いが進むのかと思っていたんですけども、何でも思ったことを言える雰囲気だったので、それは意外でおりました。

(司会者)

どうもありがとうございます。では、3番の方、お願いします。

(3番)

1番さん、2番さんと同じようなんですけども、ここに来るまでは緊張していて、何をしゃべっていいのかとか、どういうふうに質問されるのかわからないまま来たんですけども、来て、裁判官の方にこういうふうな事件なんですとかみ砕

いて説明してもらったので、検察の方、弁護側の方の意見というのもわかりましたし、それぞれが自分ではどう考えるというのを自分なりに答えを編み出したと思います。だから、非常にいい経験をさせてもらいました。

(司会者)

どうもありがとうございます。では、4番の方、お願いします。

(4番)

私は、第1次の候補に選ばれましたときにまず御通知をいただきまして、それで2番目に本当に来ていただきたいですよということで、1回、2回というような形で御通知をいただきまして、非常に丁寧だというのがまず感じられたというのがありました。それと、会社に勤務していると、業務の都合等もございまして、月初と月末というのが結構忙しい部分もございすけれども、私が参加させていただいたのがちょうど12月5日ぐらいでしたので、その日程的にもよかったのかなというふうなこともございまして、そこら辺のところ、自営業の方と違って、会社に勤務している人間ですと、そこら辺のところの絡みもあるものですから、今回は恵まれていたかなというふうに思います。以上です。

(司会者)

ありがとうございます。5番の方、お願いいたします。

(5番)

私は、初めて裁判員に出席させていただきまして、人が人を裁く、本当に大変だと。裁判員の方は大変だなと本当に感じました。また、人の命の大切さ、あるいはまた親としての子供に対する責任感というものを本当に感じさせられた。一人の親として一人の子供をどうやったらまともな人間に育てていけばよいのかなというのを今この年になりまして、私は自分の子育てがよかったのかななんて反省をしました。本当にいい経験をさせていただきました。ありがとうございました。

(司会者)

どうもありがとうございました。全般的な御意見をいただきまして、アンケート

にも、初め参加する前はちょっと消極的だったけれども、経験してみるとよかったという意見をいただくことが多いんですけども、今日の皆さんからも参加したことについて肯定的な御意見をいただけたので、非常にありがたく思います。では次に、ある程度個別的な話題の方に行きたいと思いますが、まず選任手続、選任までに至る経過や公判審理などの日程の問題についてちょっと伺おうと思います。今4番の方が早速そのあたりをおっしゃってくださったところでありますが、裁判員候補者は毎年11月末から12月初めに次の年の裁判員候補者になりましたという連絡がまず来て、その後で事件ごとにいついつ来てくださいという形で呼び出されるわけでありまして、その段階で、4番さんは丁寧だったというふうな御意見をいただいたんですが、いついつ来てくださいというふうに言われた後、その当日まで何の連絡もないので不安だったなんていうふうな話を若干アンケートとかで聞くことがあるんですけども、その点についての裁判所の方の案内不足みたいな点というのはお感じになったことがあるのかどうかという点をちょっとお聞かせ願えればなと思うんですが、1番の方、どうでしょうか。

(1番)

実は裁判員制度が始まった年に、私の妻がいきなりと申しますか、候補に当たったと申しますか、候補になりまして、でも1年間経って何もなかったんです。今度は、それから数年というか、5年以上ですか、経過しまして、私に年初、候補になったというのが来まして、これは多分候補だけで妻と同じように来ないだろうなど。夏ぐらいまではいつ来るのかなと思っていましたけど、夏過ぎたら、これはもうとても来ないだろうなというような感じを受けて、そうしたら秋になって候補に選ばれたという、特に私は個人経験があったので、そんなに違和感がなかったというところなんです。

(司会者)

事件ごとに呼び出されてからその日までの間に裁判所の方から何の案内もなかったのも、特に気になりませんでしたかね。

(1 番)

特に私は……。特に職業といいますか、今は非常勤みたいな、たまに月に数回しか仕事しておりませんので、その仕事との絡みもないので、そこは特に心配はしていませんでした。

(司会者)

2 番の方はどうでしょうか。

(2 番)

最初に候補に挙がったという通知が来てから確実に裁判員に決まりましたという連絡が来るまでの間は長く、何も来なかったもので、自分の中でも候補に挙がっていることを忘れていて、突然決まりましたと来たので、何かショックが大きかったです。

(司会者)

そうしますと、この事件で来てくださいと呼ばれてから本番まではそんなに、時間も短いですが、当たらないと思った候補から実際の事件で呼ばれたのがちょっと自分としてはインパクトがあったと、そういうことですかね。

(2 番)

はい。

(司会者)

3 番の方、4 番の方、5 番の方も同じような感じですか。では、その呼び出される日なんですけれども、今4 番の方から月初め月末は忙しいのでというお話を伺ったので、今後も期日指定をする場合はちょっと配慮しようかなというふうに思いますが、その選任された日の進行につきまして、午前中で大体終わるかなとは思いますが、その呼び出された日の進行につきまして、3 番の方、何か段取り的にもう少し工夫があるかどうかとか、それはお感じになりませんでしたか。大丈夫でしたか。

(3 番)

それ自体はしょうがないのかなとは思ったんですけど、思ったより選任された人数が多いなど。そこからまた選択されるので、この後もし選ばれたら連絡とるのにどうしようかなというのありました。

(司会者)

選任日に集められた人の数が多くて、結局選ばれるのは6名の裁判員と2名の補充裁判員で、そうするとちょっと呼ばれ過ぎているんじゃないかという印象があったということですか。

(3番)

はい、逆にそう思いました。だから、断るにしても、逆にそこまで出ていっちゃったんだから断りづらいというようなイメージがありました。

(司会者)

そういうふうにお感じになる方もおられるということで、毎回選任手続のときは多めの方に、8名の方よりもっと多くの人に来ていただいている理由も説明はしておるんですが、見た感じでそういうふうにお感じになるということがあったのかなと思います。あと、最近ちょっと聞きますのは、欠席の席も目立ったりするので、その点について、何だ、来ないで済ませちゃっている人もいるのかみたいに思ったりして、ちょっと考えたという方も意見を聞くんですが、皆さん、その点どうでしょうか。1番の方。

(1番)

確かに最初に全員そろったときにぽつぽつと席が空いていることについては、あれっ、来なくてもいいのかなと。ですから、その説明はされた方がいいと思います、なぜ来られなかったのかという。それは思いました。

(司会者)

後で話題にしようかなと思っている辞退、欠席率がちょっと上がっているということともちょっと絡む事柄なんですけれども、確かに説明はちょっとあった方がいいかなというのがあります。この点について、4番の方、何かございますでしょうか。

か。

(4番)

その辞退率の関係にもちょっと関わると思うんですけども、弊社の社長は法学部の出身でございまして、もともと裁判員制度に非常に理解があって、私と同じように選任されたら是非参加したいということを常々言っていて、裁判員のことにはちょっと言ったりもします。ですから、その勤務している会社のバックグラウンドによって、辞退率ですとか、そういうことは非常に関係してくると思います。ですから、私の場合は、自分自身もそうなんですけれども、職場的にも恵まれていて、最初に1次の連絡をいただいたときに社長に話しまして、選ばれることを前提に全て自分で業務の計画を組みますから、それでお願いしますと、わかりましたと。そういうような状況があれば、非常にそういう辞退率の関係も向上してくる状況もあるかなと思います。ですから、勤務先によって変わってくるかなと思います。以上です。

(司会者)

まさしく参加しやすくする工夫というものを皆さんから聞いたかったところでありまして、それとの絡みで言いますと、選定をした日と実際に裁判をやる日を別の日にして、ちょっと間を置いて段取りをつけやすくした方がいいんじゃないかという考えがあったり、でもそうすると長くなるので、むしろ午前中に選定をしたのなら早速午後からスタートさせて、3日なら3日で終わらせてもらった方がいいんだという考え方もあります。参加しやすくする工夫という観点から審理のスケジュールについてどのようにお考えかを聞かせていただけたらと思うんですが、5番の方、どうでしょうか。

(5番)

私は、3日間というのは短いようで長いような、適当じゃないんでしょうかね。あまり長いとちょっと疲れます。

(司会者)

5番の方も実際3日間だったんですけど、あれで別に何か短かったというんじゃないくて、随分充実していて、あれで十分という感じ、あれ以上長いとちょっときついなという感じですか。

(5番)

私たちのときには、裁判長をはじめ皆さんでいろんな意見を出してくださって、本当に充実した内容だったと私は感じました。だから、その子に対する意見というものも皆さんそれぞれたくさん出していただいて、将来いい子になってもらいたいということで裁判長をはじめ裁判員の私たちもいろんな意見を出して、だから3日間で十分だったと私は思いました。

(司会者)

ありがとうございます。2番の方が、審理は割とすごくコンパクトな形で終わったということで、それがゆえに参加のしやすさがあったとか、審理内容はどうだったかとか、そういう点ちょっと御意見を伺わせてもらったらと思うんですが。

(2番)

丸々3日かかると思っていたんですが、実際は2.5日という感じだったんですけども、それでもすごく長く感じましたし、話し合いもものすごくしっかりしたので、2.5日でもそれだけ凝縮してできるのであれば、2日でも大丈夫だったのかなど。3日以上はちょっと精神的にも大変なのかなと思ひまして、そのときもそんな話が出まして、他の方の意見で、3日だから、今日これで済んだけど、5日もあったら大変だよなんて言っている方も結構いらっしゃいました。

(司会者)

3番さん、5日でしたけれども、ちょっと長過ぎましたですかね。

(3番)

私が担当したのは、被告人の方がある程度争っていたので、その辺はもうしょうがないと思うんです。ただ、先ほどの繰り返しになるんですけど、選任されて、その日の午後のうちに翌日からの仕事の調整に入って、そっちが一番大変でした。

(司会者)

あのときは、早速午後から審理をやらせていただいて、お昼御飯もこちらで出前
とっていますからというので、会社にちょっと電話する時間を10分か15分とか
そんな感じにしてくださいと。あのやり方はちょっときつかったですか。

(3番)

そこが一番きつかったです、失礼な言い方かもしれないんですけど。あとは、そ
うやってくっつけてくれた方がスケジュールとるのは楽でした。

(司会者)

4番の方はどうでしょうか、スケジュールの関係ですが。

(4番)

私は、5日間ですけれども、証拠調べ、これが一番重要でしたので、これはやっ
ぱり時間かけて当然やる必要があるということで、検察の出された証拠とい
うような形、こういうふうな形に最終的にはなったんですけれども、事件的にいき
ますと、ちょっと特異な部分があったのかなど。わかりやすくなっていて、いろい
ろ絡まっていて、感情もあって、ですから5日間はその辺のところまで十分あってし
かるべきであったと思います。以上です。

(司会者)

事件から見ると、長くもなく短くもなくというところでしたか。1番の方の強姦
致傷事件、自白事件でありましたけれども、あの事件はどうだったでしょうか。

(1番)

私は、3日間は妥当な期間だったと思います。逆にこれ以上長いとなかなか裁判
員に手を挙げたくなくなる要素になってくるんじゃないかなど。先ほど申しました
けど、私自身は特にもう仕事をやっているわけじゃないので、仕事の調整等はする
必要がないんですけども、実際に仕事を持たれている方の立場で考えてみると、週
に3日は、何とか調整するのは可能かもしれないけど、5日になってくると全平日
が1週間潰れるわけですね。そうなってくると、かなりつらいのかなという気は

します。それとあと、やはり5日間拘束されてこういう事件の話をするとう精神的にも負担が大きいかなというふうな、これは感想ですけど、思います。

(司会者)

5日間の月曜日から金曜日までというところに入れると、確かに疲れはかなりたまります。ただ、土日挟んでしまうと、またこれも御迷惑かなと思ったりして、いろいろ悩ましいところがあるんですが、貴重な御意見ありがとうございます。この日程の問題や参加しやすくする工夫という点で何かお考えありましたら、是非この機会におっしゃっていただければと思うんですが、この点はよろしいでしょうか。では、次の話題に行きたいと思いますが、公判審理、法廷での検察官、弁護人の訴訟活動を中心にお話を伺いたいと思います。まず、審理内容のわかりやすさがどうだったかという言われ方がするんですが、わかりやすさって何だろうというと、結局は公判廷において、争点について、心証形成、有罪か無罪かの判断を自分で考えがまとまるようにできたかどうかということなんですが、公判廷において事件の争点について判断するに足るだけの証拠調べ、検察官、弁護人の主張がなされていたかどうかという点について全般的な御意見を聞かせていただければと思うんですが、今度は逆に5番の方からよろしいでしょうか。わかりやすさという点でも同じことですが。

(5番)

私が担当した方は、とてもよく細かく説明していただきました。

(司会者)

検察官ですか。

(5番)

はい、本当にわかりやすく。

(司会者)

検察官と弁護人の訴訟活動の十分さ、適切さとともに、法廷の行き帰り等、裁判所の方も補足的に何か注意点や配慮点ということも幾つかされるべきだと思うんで

すが、そういう点というのはどうだったでしょうか。

(5番)

私を感じたのは、検察官と弁護人の方の説明で十分内容は理解できました。

(司会者)

それは非常によかった。いい法廷だったと思います。わかりました。4番の方はどうでしょうか。

(4番)

私が担当させていただいた事件は、検察官の方が非常に迫力があつたので、非常にその辺のところは印象が強いという部分がありました。その中でも証拠調べの部分のところはまた別なんですけれども、論点的なものというのは、大局の部分というのは、よくその辺のところはわかりましたので、証拠調べはまた次の局面なんです。そういった第一次的な面では非常にわかりました。以上です。

(司会者)

弁護人の活動の方については、どんな感じですか。

(4番)

検察官の方が非常に迫力があつたので、そこら辺のところは非常にそちらの方の印象が強かったということです。以上です。

(司会者)

同じ事件を担当された3番の方、どうでしょうか。検察官、弁護人の訴訟活動についてです。

(3番)

やはり4番の方と同じで、検察官の方の迫力がすごかったです。それで、弁護人の方の、国選の方でしたか、弁護士さん、すごくお年を召されて、言葉も丁寧だったんですけども、結局何を言いたかったのかなというのがわからなかったもので、後で部屋に戻ってきていろいろ皆さんで話をしているうちに、ああ、こういうことだったんだというような感じでやっと理解ができたというような状況です。

(司会者)

そうすると、法廷では、例えば主張、いろんな主張の趣旨や尋問の趣旨がちょっとわかりにくかったという点があると。2番の方はどうでしょうか。

(2番)

特に問題なく、検察官の方の説明も十分でしたし、弁護人の方はあまり印象がなくて、あまり記憶にないですけど、特には問題ありませんでした。

(司会者)

初めの裁判員の方に対しての説明のところで、刑事裁判の三つの大事なルールというところで、立証責任は検察官が負っているので、検察官が立証できるかどうかなんですというふうに強調するので、どうもそちらが中心になるのかなというのは確かにあるかなと思います。1番の方、どうでしょうか。

(1番)

私は、どちらかというとな弁護人の方の被告に寄り添った意見の陳述が少し印象に残った気がします。あとは、事件の内容がある意味でははっきりしていますので、強姦事件でしたので、本人の自白もありましたし、理解しやすかったように思います。

(司会者)

私も弁護人の方が一貫した方針に基づいて活動されていたという記憶があります。冒頭陳述での主張と最後の締め主張もぴたっと合っていて、そういうふうにわかりやすい活動だったと本当に思います。全体的なところからしますと、検察官の活動で問題があったという話とかはなくて、弁護人の活動の方でちょっと印象が薄かったかなというところのお話や活動の意図が十分伝わらなかったというのがあったという御指摘もあったところではありますが、ここでせつかく法曹関係者として検察官、弁護人が来ておられるので、何か特に今のお話で聞きたい点とかありましたら、何かどうでしょうか、黒澤検事。

(検察官)

とりあえず現段階では必要十分な形での証拠調べが行われたということで、とりあえず一安心しているところなんですけれども、検察官としては今後も必要十分な形で過不足ない形での立証をしていきたいというふうに思っています。特に次、具体的な刺激証拠であるとか、そういったところの御意見も踏まえてからまた申し述べたいと思います。

(司会者)

わかりました。中田弁護士、どうでしょうか。

(弁護士)

弁護人の主張が一部わかりにくいというような御指摘をいただきましたので、弁護士会としても今後より研修等を充実させて個々の弁護人のレベルアップを図っていききたいというふうには考えております。以上です。

(司会者)

個々の部分での気になる点も裁判員経験者から伺おうと思います。まず、刺激証拠の扱いというのがございまして、殺人事件や人が亡くなったときには、血がばっと出ていたりするようなものなど、そういった刺激証拠につきましては、裁判員裁判に参加していただいた方の心の負担、トラウマ等になられるということになると非常に問題ございますので、そういうところは十分配慮して証拠の採否を考慮しておるところなんですけど、その点について気になった点があったら伺おうと思います。まず1番の方は、強姦致傷事件ということで、被害者自身のプライバシー等についての配慮とともに、参加された方もちょっと内容によっては気になる点があるかもしれないんですけど、そういった点、何か問題はございませんでしたでしょうか、1番の方。

(1番)

人形を使って説明されたと確か記憶しているんですけど、そういう工夫をされているというのが、逆にあまり強烈な刺激がなくてよかったかなというふうには思っています。確かに生々しい姿を見せられると、ちょっと夜眠れなくなるかもしれない

い。

(司会者)

一応配慮はされていたと。

(1 番)

はい。

(司会者)

通貨偽造、同行使の件は問題ないですかね。そうしますと、強盗致傷事件のとき、あの事件でも別に血が出たり刺激的という点はなかったでしたかね。そうしますと、一番あったのが、5 番の方の傷害致死の事件がありましたけれども、刺激証拠、目を背けたくなるようなひどい証拠写真とか、そういったものはございませんでしたでしょうか。

(5 番)

それを見せられたときに、本当に初めてそういうものを目にして、鳥肌が立ったというか、何でこんな恐ろしいことができたんだろうと本当に恐ろしいと思いました。

(司会者)

というと、ある程度刺激的な証拠が証拠として必要だという判断のもとなんですよけれども、法廷で取り調べられたということですか。

(5 番)

そうです。本当に生々しく、詳しく私たちに教えていただいたというか、見せていただいて。

(司会者)

刺激証拠については、いろいろ検察官にも配慮いただいているところで、この事件の担当が黒澤さんだったかどうかわからないんですけども、むごい写真を見て若干トラウマになったりとかその後で嫌な気分になったりということはございましたか、5 番の方。

(5番)

本当に身震いしたというか、皆さんそういうふうにおっしゃっていました。

(司会者)

検察官の方で刺激証拠の点について何かあれば。

(検察官)

ちょうどその5番さんの事件をまさしく担当させていただいたわけなんですけれども、先ほどの事件の内容の中で、数回殴るなどして亡くなった事件ですので、どの程度の刺激証拠、具体的には御遺体ということになりますけれども、出すかというのは、その前の話合いの段階で相当詰めて、検察官としてここまでは必要なんじゃないかというところを出させていただいたところではあるんですけれども、一方裁判員の方に精神的な負担を負わせないようにということも非常に重要なことですので、今後個別の事案に応じて、検察官としてどこまで立証として本当に必要なかというところはよくよく考えていきたいというふうに思います。以上です。

(司会者)

弁護士側で、どうぞ。

(弁護士)

弁護士の中田です。弁護士としては、凄惨な遺体の写真、また現場の写真なんかが出てくることによって、裁判員の皆さんの判断、刑の重さや、今回5番の事件では争いはないんですけれども、例えば殺意の部分、そういったものについて影響が出るのかどうかというのは少し気になります。我々としては、凄惨な遺体写真、事件で時々遭遇しますので、多少見慣れてくるところはあるんですけれども、当然裁判員さんは通常初めてですし、そういったものが判断についてどのような影響を及ぼすかというのはちょっと聞いてみたいところです。

(司会者)

評議の中身に入るかもしれないので、一般的なものとして伺います。國井裁判官の方から刺激証拠について何かコメントございますか。

(裁判官)

刺激証拠と言われるものなんですけれども、立証の必要性がどこにあるのかというところ、検察官ないし弁護人が立証したいところあるいは反証したいところ、そのために必要な範囲はどこかというところを一つ一つきちんと個々の事件で検証していくことがすごく大事だと思っております。それともう一つ、その証拠を見たことによって、裁判員が、裁判官もそうかもしれませんが、感情的にあまり大きく揺れてしまうと大事なところを見逃してしまうことがありますので、正しい判断をするためにどの程度まで求めたらいいかというところもこれからは一つ一つの事件で考えなければいけないと思っております。

(司会者)

5番の方もよろしいでしょうかね、今の点は。刺激的な証拠が出ましたけど、それによって、自白事件でしたけれども、殺意の判断とかにぶれが出る危険があるんじゃないかというふうな弁護士さんの方からの指摘もありましたけど。

(5番)

何であんなむごいことができたんだろうということを一様に皆さんおっしゃっていて、それはある程度刑の方につながっていたのかなと私は今思います。

(司会者)

次に、証人尋問、証拠調べにおいて、今裁判員裁判ではとりわけ人証化というか、実際に経験した人が証人で出てきて語ってもらうと、疑問点については、尋問を受けてもらうと、そういうふうな形での証拠調べを第一というふうに考えておるんですが、その証人尋問や被告人質問ということが適切だったのかどうかという判断をする上で役に立ったかどうか。比較対象としては、捜査官が作った供述調書の読み上げによってその人の経験したことを法廷に出すという方法もあるんですが、その方法ではなくて、本人に証人で来ていただいて語ってもらったということで、わかりやすさが増したのかどうか、その証言が信用できるかどうかという点について判断がしやすかったのか、逆に難しくなったのか、その辺の事柄については是非ちょっ

と伺いたいと思っております。まず否認事件で、被告人と被害者の方がぶつかり合った事件というのがあって、3番の方、そういう事件でしたという話でしたけれども、人証、証人尋問のわかりやすさという点、信用できるかどうかの判断という点について、お感じになったところをちょっと教えてください。

(3番)

やはり今度は逆に、検察官の方が立証したいことに対して、被告人の方だったり、証言者の方の意見というか陳述を聞くと、ちょっと違うんじゃないかなというような感じを受けるところがあったんです。あれ最初の検察官の冒頭陳述だけ聞いて結審となったら、検察官の方には失礼な言い方なんですけど、逆に間違った方向に持っていったんじゃないかと。やっぱり被告人の方にも等分の意見はあるし、被害を受けられた方にもそれなりの意見はあるので、やっぱりそれを聞いてもらって、確かに5日間って長いのですけれども、よく理解を深めることができたと思います。

(司会者)

捜査官は、被害者から聞き取ったのを調書にして、それをベースに冒頭陳述という初めのプレゼンテーションをされると思うんですが、それとその被害者が法廷で証人で呼ばれてきて、聞いた感じでは、ちょっと違うぞというふうにお感じになったわけですね。そうすると、被告人の言い分もより聞いてみるということになるというところで、非常に証人調べということに意味があったという、そういう御意見ですね。

(3番)

もっと聞きたくなるというか、もっと調べないといけないんじゃないのと。だから、素人なんで、法律的にこれをやったから何年とかというのは全然わからないんですけれども、それでもやっぱり人それぞれに言い分はありますから、そうか、そういう考え方もあるんだなとって、それだったら公平にできるだけ見るようにしようと思うと、やっぱり一つ一つ聞かないと。

(司会者)

実際に経験した人の話を聞かないと、なかなか判断できないというお話。4番の方、同じ事件でありましたけれども、いかがでしょうか。

(4番)

私もほぼ同じ意見なんですけれども、やはり被害者が言っていた車との接触という点について、病院の診断書が出るまでに時間がかかっている、極めて不自然だということ、それからぶつかったその傷の位置、これがかがんでいないとつかないような極めて不自然な状況であると。そういったところからいきますと、当然、証人尋問や証拠調べをかなり時間をかけてやるべきことであろうというような結論に至るものであると判断しました。また、そのところも防犯カメラを相当拝見しましたし、当然それだけ日数もかかってしかるべきであったかなというふうに思います。

(司会者)

調書による証拠調べだと、そう時間はかからないですが、証人尋問は時間はかかったんですけども、正しい判断をするためには必要な時間だったというお考えですね。

(4番)

はい。

(司会者)

自白事件ではありますけれども、やはり証人を呼んで話を聞くということを裁判員裁判では行っているのですが、強姦致傷の事件はどうでしたか。あの事件は、被害者の方を証人で呼ばなくてもいいように、二次的な被害が生じないようにということで、あの場合は調書になったわけですけど、あれはもう致し方ないという感じで、それでもやはり証人に来てほしかったという感じですか。1番の方。

(1番)

最初の御説明いただきましたが、被害者は未成年の方でしたから、呼べないという前提で進めたというところですから、被害者の保護のために、全然致し方ないこ

とだと思いますので、それは納得して私は参加したつもりです。

(司会者)

通貨偽造、同行使の事件も証人尋問はやらなかったかな。ただ、被告人から話を聞く質問の時間はあったと思うんですが、被告人質問は、何でこんなことやったのかとか、どんなふうに行ったのかという話はいろいろあったと思いますが、わかりやすかったでしょうか。

(2番)

質問自体は弁護士さんがわかりやすかったです。調書だけを読んでも、事件の内容はわかるんですけど、被告人はものすごく面倒くさいことをやっているの、何でそんなことをわざわざして偽造したのかと、もっと楽な方法があったらというお話をされていて、私はそのことを質問して、わかったのでよかったと思います。

(司会者)

5番の方、傷害致死の事件ですけれども、この事件についても証人をどなたか呼ばれて聞いたでしたでしょうか。

(5番)

父親が証人としていらっしゃいました。

(司会者)

黒澤検事、犯罪事実についての検察官証人というのはなかったのかな。

(検察官)

ありませんでした。

(司会者)

5番の方、お父さんの話を直に聞いて、いろいろ聞きたい点もあったかと思いますが、質問とかもいろいろ出たのでしょうか。

(5番)

何かお父さんの言っている言葉を聞いて、ちょっと大丈夫かな、あの子が社会に出てきて大丈夫かなと思いました。

(司会者)

証人尋問につきまして、ちょっと付け加えて話しておきたいという点ございますでしょうか。よろしいでしょうか。法廷での検察官、弁護士、訴訟活動を踏まえて、その後、今度は評議室で有罪か無罪か、そして被告人にふさわしい刑はどんなものかというのを議論する評議をしたところでありましたが、これにつきまして十分な発言ができたかどうか。もう少し工夫点や進め方があるんじゃないかという点があるか、そういった点があればちょっとお聞かせ願えればと思うんですが、この評議の点ですが、1番の方、どうでしょうか。

(1番)

評議につきましては、それこそ裁判長がまずいろんな基本的な考え方を説明されて、その部分はある意味では講義を聞いているような部分がありまして、それに基づいて話合いができたということで、説明部分とディスカッション部分というか、討議部分と分かれていたんで、私はすごく、多分もう何年も裁判員制度をやられていて、一つのパターンができているから、その形で何とか評議がうまく進んでいるんじゃないかなという印象を持ちましたけど。

(司会者)

1番の方が今おっしゃった説明というのは、量刑の基本的な考え方ということで行為責任論の話をさせていただいて、ちょっと講義みたいでしたが、量刑の評議をやる上での行為責任論の説明というのは、その後の議論に役に立ったということでよろしいのでしょうか。

(1番)

ええ。

(司会者)

2番の方、どうでしょうか。

(2番)

私も同じで、その説明がすごく堅苦しくなく、とても聞きやすかったので、その

後の意見の発言もスムーズに移れたし、皆さん、とても率直な意見を言い合っていました。

(司会者)

ありがとうございます。3番の方、どうでしょうか。評議での発言についてありますが。

(3番)

やはり私も1番、2番の方同様に、まず裁判長が趣旨を説明してくれたので、各自、自由に発言させてもらえたと思います。

(司会者)

4番の方、どうでしょうか。

(4番)

私も裁判長が進行予定をお示しいただいたので、非常によくわかりやすく、それに基づいて評議が進められたので、非常によかったと思います。以上です。

(司会者)

5番の方、どうでしょうか。

(5番)

十分いろいろ説明していただいて、裁判長の言葉も理解できたし、本当によかったと思います。

(司会者)

有罪、無罪を証拠に基づいて認定するというのは、皆さん普段の生活の中でも、こういう状況だからこうだろうというのは、経験があるかなというふうに思いますが、何しろ被告人を懲役何年という、そういう数字というのは本当に経験があるわけではない部分でありますので、一番難しいところかなというふうに本当に思いますけれども、それをやる上で、基本的な考え方はお示しさせていただいたところですね。それプラス今裁判所の方でよく数字に結びつけるものとしてやっているのが、最高裁の方にデータが蓄積された量刑資料に基づいて、数字についての皆さ

んの考えを作る上で参考にしてもらおうという量刑資料をお見せするということがあるわけです。全国でのケース，裁判員裁判でのケースについてのものでありますけど，あの量刑資料を使うことについて，良い悪い，御意見があったら聞かせてもらいたいと思うんですが，5番の方からどうでしょうか。やはり棒グラフで，傷害致死事件のこういうふうな類似の事案における量刑傾向はこんなものだというのがきっと説明あったと思うんですが，あれは役に立ちましたですか。

(5番)

とても役立ちました。

(司会者)

4番の方，どうでしょうか。

(4番)

量刑資料は非常に役に立ちまして，難しかったのは執行猶予の期間，これはどれぐらいつけるのかというところの方が難しかったところでは。

(司会者)

3番の方，どうでしょうか，量刑資料につきまして。

(3番)

やはり4番の方と同じ意見で，執行猶予の方が確かに難しかったです。

(司会者)

1番の方，どうでしたでしょうか。

(1番)

私も資料を見せていただいて，やはり判断するよりどころが明確に数値として出てきましたので，よかったなと思います。ただ，事件が強姦事件ですので，最近やっぱり市民感情としてはだんだん厳しい方向になってきているというところで，我々の判断も結構厳しめになったのかなというふうには思います。

(司会者)

量刑資料を使うことについても，肯定的な御意見を聞かせていただいております。

すが、たまにアンケートを見せていただくと、こういう資料に基づいて判断するならば、市民の生の意見を反映するという趣旨に反するんじゃないかという意見をいただくこともありまして、量刑資料に縛られる必要は全くないと思うんですが、そういった縛りがかかったとか、そういうふうにお感じになったかどうかの点、ちょっと1番の方から聞かせてもらえればと思うんですが。

(1番)

量刑資料は、あくまでも一つの目安であって、やはり個々の事件では背景が違いますので、よりどころであって、それに縛られる必要がないというふうに思います。それとやはり、先ほども申しましたけど、どちらかというところと強姦事件が最近市民目線ですごく、マスコミも含めて厳しい方向に行っていますので、それと法も改正されて、厳しい方向に行くということになっていますので、どっちかというところとそういう流れに、少なくとも私は流されたということはないですけども、そういう方向で判断したかなというふうには思います。

(司会者)

量刑資料に縛られてしまうおそれはないかという、そういった点、4番の方は別にそんなに心配はないか、ちょっと心配か、どうでしょう。

(4番)

認識の問題だと思ひまして、指針であって、あくまでも確定ではないという目で見ればよろしいと思ひます。

(司会者)

5番の方も、こういうふうな資料なんで、それから外れられないんじゃないかなんていう、そんなふうな心配はなさらなかったですか、大丈夫でしょうか。

(5番)

そうですね。別になかったです。

(司会者)

わかりました。評議につきまして、何か進め方等で、この点気を遣ってもらいた

かったなというか、遠慮なくおっしゃっていただければと思うんですが、特にございませんか。評議についてお気付きの点、よろしいでしょうか。

評議において量刑資料を使ったと思うんですが、通貨偽造、同行使というのはあまり件数がないので、そういった他の事例についての参考資料というのはあったんですか、2番の方どうでしょうか。

(2番)

何件かあったんですけども、全く同じようなものがなかったので、参考にするものが少なかったので、大体そのぐらいの量刑なのかと、ほぼ決まっていたような感じは受けました。

(司会者)

量刑の資料が数少ないので、大体こんなものかという雰囲気をつかむ程度に使えるという感じですか。評議についてもいろいろ話を伺いました。最後に裁判員制度の運営上の問題という件で、ちょうど裁判員として参加した際、事件の関係者や傍聴人から声をかけられるとか、そういう接触があるようなことがあってはいけないわけですが、そういうことについて心配されたというのは特にございませんか。特になかったですか。そういうふうな例があったら、すぐ裁判長、裁判官の方に言ってくださいという話もしていましたですか。

(5番)

はい、していました。

(司会者)

あと、守秘義務の点がよく話題になっておるんですが、評議において、議論の核になっていた部分、有罪、無罪についての議論の大事な部分、数字を決める評決に至る重要な議論の部分、ああいった点については守秘義務があるわけですが、守秘義務の存在ということについて、何か意見述べたいなという点ございましたら、何かございますでしょうか。1番の方、何かございますか。

(1番)

裁判員になったということは、結構周りに吹聴しているんですけど、ただ本当に事件の中身について質問されると、曖昧にしてはっきりしゃべれないという感じになって、なかなか守秘義務については気にするところではあるということぐらいですか。

(司会者)

法廷でのやりとりは、全く公開の法廷なので、話していただいて全く構わないところなんですけど、どうも抑制的になってしまう一つの原因にはなっているかなというふうなお話ですね。2番の方、守秘義務の点、何かお考えございますですか。

(2番)

全て話してはいけないと思っていたので、その点を改めて、ここまではいい、これだけはだめだというのを丁寧に説明いただいたので、勘違いしていた部分が改善されてよかったと思います。

(司会者)

守秘義務の範囲について裁判長の方から説明があったわけですか。本当にそれは必要なことだったかなと思います。3番の方、守秘義務の問題って、どんな感じですか。

(3番)

特に困ったことはなかったです。

(司会者)

4番の方、どうでしょうか。

(4番)

私は、常に業務上、個人情報の取扱いをやっていますので、守秘義務はその延長線上といたしますか、常に僕はもう慣れておりますので、基本的なそういう切分けの部分とか、そういったところを御説明いただきまして、理解はすぐに至りました。

(司会者)

5番の方、守秘義務の点、どうでしょうか。

(5番)

最初に裁判長の方から説明いただきました。それで、裁判が終わって、終われば話しても結構ですと。当然また新聞に載りますから、私があえて言わなくもわかると言われました。

(司会者)

裁判の進行中、自分が裁判員だということをインターネットなどでは言わないでくださいと、きっとその話はあったかと思いますが、終わったらそのことも言っていただいて構わないのです。また、守秘義務の内容については、最後のときに裁判長から説明がありましたか。

(5番)

はい。

(司会者)

最後に、裁判員裁判に参加して精神的な負担があるということで、裁判所の方としてもメンタルヘルスについてのサポートの点は重々気を遣っているところですが、精神的負担の軽減のために裁判所の方でなすべきこととして、こういうことがあったらいいのになみたいことがあれば、お聞かせ願えればと思うんですが、特に何かございますか。5番の方。

(5番)

本当に私が裁判員になって、裁判はその人の一生を左右する、そういう重大な仕事について大丈夫なんだろうかと、本当最初思いました。でも、裁判長や、あるいは皆さんのいろんな意見を聞きまして、これは人間として、してはいけないことをした、その犯人に対して更生の機会を与える役目も私たちが担っているのかなと思いましたので、裁判長が最後にその方に言った言葉に被告人が涙ぐんだので、私たちがこの裁判に携わってよかったなと思いました。この子が出てきたときに、本当に立派な社会に役立つ人間になってくださいということを裁判長がおっしゃったときに、私たちが言っていることを裁判長が言ってくださってよかったなと思いまし

た。本当にいい経験をさせていただいて、七十何年生きてきて、本当にありがたかったです。ありがとうございました。

(司会者)

人を裁くというのは負担だったけれども、参加して非常にやりがいがあったというお話で、どうもありがとうございます。4番の方、どうでしょうか。

(4番)

これは、精神的な負担というのは、やはり裁判員制度の内容というのを皆さん御存じないですから、どういうものかということで、やはり圧迫感、精神的な負担、そういうことがありますから、辞退率の上昇というのにつながっているなというふうに考えます。ですから、やはり広報をすることが非常に必要であると思います。一つの例として、例えば企業に対して、商工会を通じて内容をアピールするようなこととか、こういうことが非常に有効ではないかと思います。そうすると、企業の中では横の連絡で、非常にその部署にも、それは取り組み方に温度差はあると思いますけれども、非常によろしいかなというふうに思います。やはり内容を知っていただかないと参加はしないと思います。内容がわかれば、やはり参加するしないももっとよくわかるし、積極的に参加する方は参加するし、内容がわかっても参加しない方はしないと思いますけれども、少なくとも広報すれば、参加率は絶対上がると思います。私は、それは絶対に必要だと思います。その部分は一番必要だと思います。

(司会者)

貴重なお話、そもそもやる前の負担というのは嫌だなというふうに思われているのはあるでしょうから、そのこの部分の解消を事前に広報で図っておくのは有益じゃないかというお話ですね。ありがとうございます。3番の方、どうでしょうか。

(3番)

特に気になったのは、要は名簿が1年間有効なため、いつ裁判になるかわかりませんよということで、最初の通知と呼出しとの間が宙ぶらりんだったんです。別に

そこで何を裁くとかと言われていたわけでもないし、守秘義務もないんですけど、呼出しがあつてから、1か月半後に裁判所に来てくださいと言われてたときに、そこまでの間に自分の仕事をどうするかとか、誰に引き継いでおくかということはあるので、ちょっと僕的には通知と呼出しの間を短くしてもらいたいです。

(司会者)

そうしますと、年に1回の候補者になりましたという通知の際に、この裁判員裁判についての内容について、もう少しわかるような形での説明ぶりやら何やらがもっとあつた方がいいのではないかと。

(3番)

はい、もうちょっと細かく、それこそ逆に言うと期間を半年、半年にして、そうすると今度裁判所の業務が大変になってくるのかもしれないんですけど、やっぱりちょっと1年間は長いです。来ないだろうなと本当は思っていたものですから余計に、あつ、来ちゃつたと思つたときは調整が大変でした。

(司会者)

ありがとうございます。2番の方、どうでしょうか。

(2番)

私も参加した事件、事案が凶悪事件ではなかつたので、裁判員としての精神的な負担というものには感じなかつたのですが、やっぱり最初に候補者になつたという通知をいただいたときの方が、来るのか来ないのか、その間ずっともやもやとしていた感じがありましたし、どういうことを仕事としてやるのかというのが全く見えなかつたので、そのお知らせと一緒に説明があつたらよかつたかなと思つます。

(司会者)

1番の方、どうでしょうか。

(1番)

精神的な負担というのは特にはないんですけど、ちょっと一つだけ、ずっといまだ

にひっかかっているところは、裁判員の選任のところでお話しすればよかったと思うのですが、強姦事件で、裁判員6名が男性で、補充裁判員が男性一人と女性一人、結局女性は補充裁判員に一人だったんですね。やはりこの時代で、特に強姦事件の話の中で、本当に裁判員が男性だけでよかったのかなというのはちょっとひっかかる場所があるんですね。女性が増えたからといって、量刑がより長くなったかということ、私はあの男性だけの話の中でも結構厳しい話があったように思いますので、それはそれでいいんでしょうけど、何かやはり男女が半分ずついる中で、7対1というあの比率は何かやっぱり違和感をいまだに感じている部分はありますね。

(司会者)

ありがとうございました。大体今日予定していた話題、事項については、貴重なお話を伺えたかなというふうに思います。何かつけ加えてこの点話しておきたいという点はございますでしょうか。それでは法曹関係者の方から、今日の御意見、今日の皆さんの話を踏まえての感想や意見を聞かせていただければと思います。黒澤検事、お願いします。

(検察官)

検察官の黒澤です。今日は貴重な御意見、本当にいろいろ聞かせていただきまして、ありがとうございました。今日いろいろ意見を聞いて考えましたのは、やはり検察官としては、裁判員裁判の前にいろいろ話合いの段階があるわけですが、そこで個々の事件ごとに、本当に必要十分、先ほど申し上げましたけれども、証拠というのはどこまでなのかということ、本当に個々の事案ごとに考えることが必要だなというふうに思いました。というのも、多過ぎると争点もぼけてしまうし、あと先ほど日程がやはり3日程度が限界じゃないかというお話もいろいろありましたが、やはりこちらが証拠を出し過ぎると、必然的に日程も長くなりますし、一方で少な過ぎると、皆様の判断に少ないと、材料が足りないということにもなるかと思っておりますので、やはり検察官としては、きちんと吟味していく必要があろうかとは思いました。あと、一方で、3番さんと4番さんの参加された事件で、ちょ

つと検察官の冒頭陳述と被害者さんのお話がちょっと違ったんじゃないかというような御意見もあったかと思しますので、そこはやはり検察官としては捜査もやっております立場ですので、捜査を通じて、きちっと客観的な真実はどこにあるのかとか、そういったところを被害者さん方のお話を聞いて、きちんと吟味をして、きちんと検察官として公判で立証していくということの大切さを改めてではございますが、感じさせていただきました。今日の御意見は、また当庁に持ち帰りまして、それぞれの検察官で共有していきたいと思えます。本当にありがとうございました。

(司会者)

中田弁護士、お願いします。

(弁護士)

弁護士の中田です。今日は、お忙しい中を貴重な御意見いろいろありがとうございました。刺激写真の問題だとか、量刑資料の問題ですとか、協議の中身というのは正直ブラックボックスで、我々には全くわからないところではあるんですけども、その中でもできる限り参考にして、我々の主張をよりわかりやすく、より判決に反映できる形で伝えていくように努力をしていきたいと思っております。日程の関係ですけれども、特に争いのある事件については、どうしても必要な立証を弁護人側としてもやっていかなければいけない、特に3番さん、4番さんの事件なんかでは証人尋問を行って行って、当然陳述書を読み上げるよりははるかに時間が日程的にもかかるものですが、それを行うことに、証人尋問を行うことによって、より真実に近づくことができたというふうに伺いましたので、より真実解明という意味においても、裁判員の皆様の負担というのもさしておいて、できる限り充実した審理をしていきたいというふうに考えております。ありがとうございました。

(司会者)

國井部総括判事、お願いします。

(裁判官)

愛知県、神奈川県と、ここが3か所目の裁判員裁判ですが、今日皆さんの御意見、

大変勉強になりました。どうもありがとうございました。特に裁判所の広報の必要性というのを強く感じまして、皆さんに参加していただく前提、あるいは皆さんが参加した経験を社会に還元する前提として、もっと私たちの方で裁判員制度についての理解を得てもらおう努力をしなければいけないということを切に感じました。今月27日にも裁判所で説明会を開いたりとか、出前講義と申しまして、裁判官が御要望に応じて、出かけて行って、そこで刑事裁判のこととか、裁判所のこととか、裁判員のことを説明するというプランはあるんですが、あまり実践されないところもございまして、これからどんどん出かけて行って、ますます広報していきたいと思いました。どうもありがとうございました。

(司会者)

以上で意見交換自体は終わらせていただき、続いて記者の方からの質疑応答ということにしたいと思います。

(毎日新聞)

実際に裁判員裁判に参加してみて、専門家ではない市民が参加することの意義というのは、市民の意見とかを反映させるためだとは思いますが、実際に皆さん仕事休まれたりとか、御苦労もあるわけで、そういう負担がある中でやっぱり参加すべきと思う点についてちょっと伺いたいのですが。

(1番)

お答えになっているかどうかかわかんないですけど、やっぱり市民が参加するというのが、世の中ってやっぱり動いていますよね。動いている中で、今まで裁判官の方は法にのっとってずっと経験されていると思うんですけど、やはり10年、20年の世の中の動きというのは、特に最近は激しいと思うので、その世の中の反映を市民が担っていけばいいのかなと、建前かもしれないですけど、そんな気持ちで参加すればいいかなと思いました。

(2番)

参加したことによって、裁判に携わった方々の御苦労もわかりましたし、私が参

加した裁判の場合には、証人として体の悪いお父さんが入院中、一時退院をしてまで出廷して下さったので、そういう親の苦勞ですとか、周りの方の苦勞などもわかったので、自分がそういう罪を犯さないようにしようという強い意識を持ちました。

(4番)

裁判員裁判というのは非日常的なことですから、非常に貴重な経験になることですね。これは、常日ごろから経験できない、それに選ばれたということは、誠に貴重な経験ができるということ、そういった捉え方をすることが必要なのかなと思います。それから、社会は法律で成り立っていますから、法律は人間が決めたもので完全ではないと思いますけれど、それに基づいて真実を追求していく場というのはどういうものであるかという、それに触れられたということは誠に貴重であると改めて思いました。

(読売新聞)

辞退される方が大変多くなるという中で、一度経験された皆さんで、これから選任された方にこういったところはアドバイスしたいとか、こういったところが変わっていけば、こういう感じでいければ参加する人が増えるのではないかという御意見があれば伺いたいんですけれども、何かございますでしょうか。辞退される方も多くなっているという話があったと思うのですけれども、その中でこういったところがよくなっていけば、もっと裁判員への参加率というのが上がっていく、出席率というのがもっとよくなっていくんじゃないかという意見がもしあれば伺いたいのですけれども。例えば仕事上で、上司や同僚の理解を得る方法とか、何か実践されたことでも、これからやっていければよいというようなことでもあれば伺いたいのですが。

(4番)

広報で内容を知ってもらおうということ、基本的にはこれに尽きると思います。プラス私も会社内ですとか、近隣の方々ですとかに、裁判員になりましたら、是非参

加していただいた方がよろしいですよということを申し上げております。やはり知ってもらわないと参加できないということですね。知ってもらうことによって、今まで企業が固定的な観念でいたものが、なるほど、そういうことかということ、意外と方向性が変わるということのは十分ありますので、とにかく内容を知ってもらうということ、それに対しての参加意識を醸成していくということ、基本的にはこれに尽きると思います。それプラス私の方が、そういったことを機会があるごとにお話をしたのですけれども、そういうことも、地道な話ですけれども、いいのかなと思います。ですから、私の周りですと、大体皆さん裁判員の募集がありましたら、ほぼ皆さん参加すると思います。

(読売新聞)

それは、裁判員を御経験されたことを、やっぱり皆さんの方から発信していこうということですね。経験された中で、やっぱり周りの方の意識とかも変わってくるということですね。

(4番)

そうです。私的なことじゃなくて、意外とその会社の付き合いの部分ということですね。裁判員制度というのが、非常に開かれているのではなくて、一つの箱の中に皆さんあるような気がして、内容がどこかわからないと、つまり専門職の方がやっていて、裁判員はその添え物で、ただいるだけではないのかなというふうに思われている。だから、合議とかもきちんとされていて、証拠調べも十分時間を持ってというような形を知ってもらうことですね。5日間従事させていただいたのですけれども、証拠調べも、防犯カメラの映像も相当な枚数を見て、議論を尽くしたとの内容を申し上げましたら、弊社の社長は法学部出身なので、当然そうだろうというふうに、なるほど、ちゃんとそういうことの流れだなと。今は、ちょっとしたことで理解がどんどん深まっていくということですね。もう些細なことの積み重ねだと思うのです。そうすることで、辞退率も当然減っていくということだと思います。

(上毛新聞)

プライバシーに配慮して、人形を使って、実際に様子を表現するですとか、裁判員の方のストレスに配慮して証拠写真を選別するとか、そういったところが非常に勉強になったのですけれども、先に法曹三者の方に、そういった具体的な工夫とか配慮とか、他にもありましたら教えていただきたいのですが。

(検察官)

先ほどの人形を使った再現というところなのですからけれども、いろいろな意味で意味合いとしてはありまして、典型的な強姦被害者の女性とかは、生身の方でやると御本人にとっても非常にショックだということで人形を使っており、そういった証拠調べで、そういった証拠を使うことによって、裁判員の方の負担軽減にもつながるといえるのは、今日改めて、なるほどなというふうに逆に私の方が思った次第です。それ以外には、裁判員裁判に限らずではありますが、被害者の証人尋問をする際には遮蔽という傍聴席から見られないような形での証人尋問というのはよくあることだとは思いますが、あとは付き添いといって、特に事件に関係ない人、被害者支援の一般の方とかを被害者の証人尋問の際に付き添いで来ていただくとか、あとは基本的には性犯罪事件の場合には、被害者の特定につながる事項は法廷では言わないという形の配慮というのが一般的かとは思いますが。

(弁護士)

刺激証拠の関連ですけれども、私が担当した事件で、防犯のカメラの映像で、殺人事件だったのでですけど、殺人の現場そのものが動画で残っているという事件がありました。当初は、動画そのものを証拠で法廷で上映しようかというような検察官の意見もあったのですが、最終的には静止画を何枚かだけで、その間のシーンについては弁護人も争いはないという説明をした上で、静止画だけにすることがあります。あとは、遺体の写真ですけれども、写真そのものはカラーの鮮明なものがあるわけですが、証拠としては白黒の写真、もしくは一応カラーではあるのですけれども、可能な限り鮮やかさを落としたものを採用したというようなこともあります。他の私が担当した事件ではありませんけど、一部イラストで代替することも行

われているようです。

(裁判官)

被害者の配慮とか、刺激証拠の関係は、検察官、弁護士が説明されたとおりで、もうちょっと一般的な話になりますが、前橋に限らずですけれども、裁判員裁判が終わった後に、法曹三者で、振り返りというか、反省会みたいなものをして、あの冒頭陳述はわかりやすかったかどうかとか、証人尋問はどうだったんだろうとか、被告人質問はどうだったのかとか、論告弁論はあれでよかったかとか、評議の関係を含めて、内容に当たるわけではないのですが、毎回毎回反省会をして、次はもっといい活動をしようということで日々努力をしているところでございます。

(上毛新聞)

今話を踏まえまして、裁判員の方が何か印象に残っている工夫とか配慮とかありましたら教えてください。

(1番)

強姦事件の被害者の方で、未成年だったので、氏名等が全部伏せられていて、随分配慮されているというのは、事件の審理の中で十分感じた次第です。

(読売新聞)

裁判員を経験して、何か生活の中で変化があったこととか何かございますでしょうか。

(1番)

テレビで重大事件、何人も殺しているような重大事件の裁判員の方って大変だろうなと思う日々が続いているという感じですね。何日審議されるのかなと、まずそこに思いが至ります。逆に私はそういう事件でなくてよかったと。多分そういう事件に当たるというのは、本当に数少ないのでしょうか、現実にはそういう方、担当されている裁判員の方がいらっしゃるの、ある意味御苦労様と応援してあげたい気になるという感じです。

(読売新聞)

そういう重大事件が起こったときに、今までよりも関心を持つようになったという事ですか。

(1 番)

そうですね。少なくとも裁判員に思いが至るということです。

(毎日新聞)

他に何か変わったということはございますか。

(3 番)

変わっていないですね。裁判官の方も、検察官の方も、弁護士の方も、会社員の人も、中小企業の社長さんも、みんな同じ人間なんですよね。裁判所に行くまでは、裁判所ってどういうところだとか、裁判長さんとはどういう人だとか、事務官とはどういう人だとか、怖い人かなと単純に思っていたのですけども、それがとれたぐらいで、行きやすくなったぐらいですか。それこそ事件の内容については、人それぞれ担当事件は違いますから。それによってどうのこうのというのは一概には言えないと思います。裁判の不参加率が高くなっているのならば、それが高くなりました、皆さん困っていますと、国民に向かって言った方がいいのではないかと思います。それをわざわざ隠して裁判員裁判に参加しましょうと言うのはおかしいことではないかと感じました。

(司会者)

時間も参りましたので、主催者、八木所長の方から今日の感想をお願いいたします。

(主催者)

本日は、お寒い中、長時間にわたり貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。伺っております、今日いろいろと御指摘いただいたところは、この制度の成り立ち、それから運用に関しまして、本質的なところを御指摘いただいたのではないかと考えております。事件の内容も事実認定が微妙な事案であったり、証拠の取扱いについて、刺激が強いのですとか、被害者の方のプライバシーの問

題とか、いろいろな配慮が必要であると、あるいは情状の関係の立証のあり方で、随分いろいろな影響が出てきたような事案というようなものも伺っております。そのような中で、裁判員の皆様方からこれをどういうふうにするのかといったような、まさに制度の本質の本質のようなところまで切り込んだ御意見もいただきました。誠にありがとうございました。この裁判員制度は、先ほど率直なお話をいただきましたけども、法律の専門家も、それ以外の方々も皆同じ人間であるというふうな基本に立った上で、日本の裁判制度をどのように進めて参るかということが課題になっているものでございます。まず、皆さんに参加をいただかなければならない制度でございますけども、今日この席で私ども法律関係者が学んだことは、自分たちの運用をきちんとする、きちんと証拠調べをし、きちんと説明をして、わかっていただく、真実を追求するというふうなお話もございましたけども、その姿をまず自分たちが実現した上で、十分な広報をしてわかっていただくということをして参らねばならないと思いを新たにしたところでございます。引き続き、また裁判員の候補になることがまだあるかもしれませんので、そのような機会には是非よろしくお願いいたします。それから、御経験いただきましたところで、これはよかった、あるいはもうちょっとだなというところを含めまして、周りの方々にお声を掛けていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、誠にありがとうございました。

(司会者)

以上をもちまして裁判員経験者意見交換会を終了したいと思います。裁判員裁判のみならず、意見交換会にまで参加していただいて、貴重な御意見、本当にありがとうございました。また御参集いただきました法曹関係者の方、そしてマスコミの方、どうもありがとうございました。